

**消費者事故等に関する情報の集約
及び分析の取りまとめ結果の報告(抄)**

平成 23 年 2 月

この報告は、消費者安全法第 13 条第 4 項の規定に基づく、消費者事故等に関する情報について集約及び分析を行ったものを取りまとめた結果に関する報告である。

目 次

はじめに	1
I 消費者事故等に関する情報の集約及び分析	1
1. 消費者安全法第12条第1項に基づき重大事故等として通知された情報	1
2. 消費者安全法第12条第2項に基づき消費者事故等（重大事故等を除く） として通知された情報	6
（1）生命・身体事案	6
（2）財産事案	8
3. PIO-NET に収集された情報	10
4. 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に関する情報	13
5. 事故情報データベースに収集された情報	14
II 情報を受けての消費者庁等の措置	15
1. 法執行・行政処分等	15
（1）消費者安全法	15
（2）農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	15
（3）家庭用品品質表示法	15
（4）不当景品類及び不当表示防止法	16
（5）特定商取引に関する法律	16
（6）特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	17
2. 消費者庁による情報提供	17
3. 消費者庁から関係機関等へ対応等の要請を行ったもの	20
4. 独立行政法人国民生活センターにおける注意喚起等	22
III 今後の取組	24
【参考】	29

はじめに

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）では、内閣総理大臣が、行政機関、地方公共団体等からの通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、国会に対して報告することとされている。

今回の報告は、消費者安全法に基づく報告としては 2 回目であり、平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの 6 ヶ月間に消費者庁に集約された消費者事故等に関する情報を分析し、取りまとめたものである。

I 消費者事故等に関する情報の集約及び分析

消費者安全法第 12 条第 1 項において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、通知しなければならないこととされており、また同条第 2 項においては、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等以外の消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認める時は、内閣総理大臣に対し、通知することとされている。

「重大事故等」は「消費者事故等」に包含される概念であり、生命・身体事案に係る「消費者事故等」のうち、被害が重大であるもの、又は事故の兆候のある事態のうちそうした重大事故を発生させるおそれがあるものとして、消費者安全法施行令で定められた要件に該当するものことである。

平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、消費者安全法第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づき消費者事故等（重大事故等を含む。）として通知された事案の総数は、9,007 件であった。

1. 消費者安全法第 12 条第 1 項に基づき重大事故等として通知された情報

平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、消費者安全法第 12 条第 1 項に基づき「重大事故等」として通知された事案¹は、270 件であった。

このうち、関係行政機関から通知された事案は 213 件、地方公共団体等からの通知は 57 件であった（詳細は【参考】に掲載。）。

¹ 消費者事故等の中でも死亡や全治 30 日以上の治療を要するなど被害が重大であった事案や、またそのおそれがあった事案を指しており、消費者安全法第 2 条第 6 項に規定されている。なお、ここに記載の数値は平成 22 年 9 月 30 日現在で消費者安全法に規定する重大事故等に該当するかどうかも含めて確認・調査中のものを含む。

通知された重大事故等に関する情報については、「生命・身体被害に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領」（平成 22 年 6 月 25 日改訂）の考え方にに基づき、通知件数、通知機関別内訳、事故の概要などを毎週公表している。この毎週の公表については、後述の消費生活用製品安全法に基づく報告についての公表と事故情報が重複するものもあるが、その都度確認を行い、重複している情報についてはその旨を記載し、整理している。また、公表の様式も可能な限り統一している。定期公表後も重大事故等に関する通知後の対応状況や原因究明状況等について、事故の再発防止等に役立つようにフォローアップを随時行っている。平成 22 年 9 月 30 日までの通知情報に関する追跡確認状況（平成 22 年 9 月 30 日時点）は、表 1-1 のとおりである。

また、通知のあった消費者事故等に関する情報については、消費者安全情報総括官会議²等を開催し関係省庁間で情報共有・連携を行っている。

さらに、消費者庁として独自に対応が必要な事案を抽出し、その分析・原因究明を進めて、再発・拡大防止につなげるため、「事故情報分析タスクフォース」³を発足し、活用している。タスクフォースメンバーより専門的な見地から助言・指導を受けながら、家庭用品等による中毒事故、本棚転倒事故等について分析・原因究明を行っており、それらの結果を踏まえ必要に応じて所要の対応を探っている。

○ 追跡確認状況（表 1-1）（平成 22 年 4 月 1 日～9 月 30 日）

追跡確認状況	関係行政機関	地方公共団体等	計
(A) 対策済 ⁴	90	8	98
(B) 対策検討・実施中 ⁵	52	2	54
(C) 分析着手 ⁶	59	34	93
(D) 未進展その他 ⁷	4	7	11
(E) 消費者事故等に該当せず ⁸	8	3	11

² 消費者の消費生活における被害の発生又は拡大を防止し、その安全を確保するため、平成 20 年 9 月 10 日の関係府省庁申合せにより、関係各府省庁に消費者安全情報総括官を置き、食品等の摂取並びに製品、施設及び役務の利用等によって消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報等の集約、共有を図るとともに、緊急時の即応体制の強化を政府一体となって推進している。平成 21 年 9 月 1 日に、消費者庁設置後の第 1 回会議を開催し、改めて関係府省庁申合せをした。

³ 重大事故等を始めとする消費者事故（生命・身体事案に係るもの）について、消費者庁として独自に対応が必要な事案を抽出し、迅速・的確に分析・原因究明を進めていくために必要となる助言及び指導を行うもの。医学、工学等の関連分野において高度な専門性と広い識見を有する専門家、実務家の中から、消費者庁が委嘱する 10 名程度のメンバーで構成されている。

⁴ 注意喚起・リコール等により事案処理済のもの。

⁵ 原因分析結果を踏まえ、対策案の検討若しくは実施中のもの。

⁶ 関係機関等により原因分析着手若しくは着手予定のもの。

⁷ 進展の見られない事案、事実確認が困難なもの。

⁸ 原因分析の結果、消費者事故等に該当しなかったもの。

小計	213	54	267
その他（相談者非公表希望など）	0	3	3
計	213	57	270

通知された重大事故等の事故内容別の内訳は表 1-2 のとおりであり、火災が最も多く 153 件であり、約半分を占めた。

○ 事故内容別分類（表 1-2）

事故内容	件数	事故内容	件数
火災	153	機能故障	3
発煙・発火・過熱	0	転落・転倒・不安定	48
点火・燃焼・消火不良	0	操作・使用性の欠落	9
破裂	0	交通事故	25
ガス爆発	0	誤飲	1
ガス漏れ	0	中毒	2
燃料・液漏れ等	0	異物の混入・侵入	0
化学物質による危険	1	腐敗・変質	0
漏電・電波等の障害	0	その他	17
製品破損	8	無記入	0
部品脱落	3	計	270

これらの事故内容別の内訳件数を、通知された月ごとに分類すると表 1-3 のとおりである。7月、8月は火災によるものが多く通知され、その結果として7月、8月は通知件数自体が増加している。

○ 事案ごとの内容別分類と通知月別件数（表 1-3）

事故内容	通知年月							総計
	平成 22 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月		
火災	22	21	21	36	36	17	153	
発煙・発火・過熱	0	0	0	0	0	0	0	
点火・燃焼・消火不良	0	0	0	0	0	0	0	
破裂	0	0	0	0	0	0	0	
ガス爆発	0	0	0	0	0	0	0	
ガス漏れ	0	0	0	0	0	0	0	
燃料・液漏れ等	0	0	0	0	0	0	0	
化学物質による危険	0	0	0	0	1	0	1	
漏電・電波等の障害	0	0	0	0	0	0	0	
製品破損	2	2	3	1	0	0	8	
部品脱落	0	2	1	0	0	0	3	

機能故障	1	0	0	1	0	1	3
転落・転倒・不安定	9	10	6	9	10	4	48
操作・使用性の欠落	1	1	2	3	2	0	9
交通事故	1	2	3	9	6	4	25
誤飲	0	1	0	0	0	0	1
中毒	0	0	0	0	2	0	2
異物の混入・侵入	0	0	0	0	0	0	0
腐敗・変質	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	2	7	1	4	3	17
無記入	0	0	0	0	0	0	0
計	36	41	43	60	61	29	270

通知された重大事故等の商品・役務別の内訳は、表 1-4 のとおりであり、住居品が 58 件と最も多かった。

○ 商品等別分類（大分類）（表 1-4）

商品等	件数	商品等	件数
食料品	0	保健衛生品	5
家電製品	57	車両・乗り物	46
住居品	58	建物・設備	35
文具・娯楽用品	14	保健・福祉サービス	5
光熱水品	1	他の商品・サービス	46
被服品	3	無記入	0
		計	270

これらの商品等別の内訳件数を年齢層別に分類すると表 1-5 のとおりであり、0 歳から 10 歳代までの子どもについては、玩具・遊具により消費者事故に
あうケースが比較的多く見受けられた。

○ 年齢と商品等別分類（中分類）⁹（括弧内は通知件数）（表 1-5）

						合計
0 歳以下						0
5 歳未満	玩具・遊具 (3)	身の回り品 (1)	他の乗り物 (1)			5
10 歳未満	玩具・遊具 (4)	自転車・自転車用品 (2)	身の回り品 (1)	スポーツ用品 (1)	自動車 (1)	10

⁹ 商品等別の大分類で分けると具体的な商品のイメージがつかめなため、商品別分類のうち中分類を使用した。大分類と中分類の関係は P. 62 に記載。なおこの表は、通知された重大事故等のうち、当該事故等による被害者が存在し、かつ当該被害者の年齢が明らかな事案のみを集計したものである。

	住宅構成材 (1)					
10 歳代	玩具・遊具 (3)	自転車・自転車用品 (3)	住生活用品 (1)	他の住居品 (1)	住宅構成材 (1)	10
	他の建物・設備 (1)					
20 歳代	自転車・自転車用品 (2)	音響・映像機器 (1)	他の住居品 (1)	他の保健衛生品 (1)	住宅設備 (1)	7
	他の建物・設備 (1)					
30 歳代	住生活用品 (3)	他の乗り物 (1)	医療 (1)	商品・サービスその他 (1)		6
40 歳代	住生活用品 (4)	他の住居品 (2)	身の回り品 (1)	自転車・自転車用品 (1)	医療 (1)	9
50 歳代	生活家電、 (2)	住生活用品 (1)	他の住居品 (1)	化粧品類 (1)	自動車 (1)	8
	自転車・自転車用品 (1)	他の住宅・設備 (1)				
60 歳代	家事用品 (1)	医療機器 (1)	自転車・自転車用品 (1)	他の建物・設備 (1)		4
70 歳代	商品・サービスその他 (9)	住生活用品 (2)	医療機器 (1)	他の建物・設備 (1)		13
80 歳以上	商品・サービスその他 (10)	住生活用品 (2)	家事用品 (1)	自動車 (1)	移動・運搬用品 (1)	17
	医療 (1)	福祉 (1)				
複数の年代 にまたがる	家事用品 (1)	住宅構成材 (1)				2

通知された重大事故等の発生施設別の内訳は表 1-6 のとおりであり、住宅において発生した事案が 110 件と最も多く、次いで道路において発生した事案が 38 件であった（無記入のものを除く。）。

○ 発生施設別分類（表 1-6）

発生場所	件数	発生場所	件数
住宅	110	公共施設	5
店舗・商業施設	14	海・山・川等自然環境	2
学校	4	車内・機内・船内	36
病院・福祉・施設	6	その他	3
公園	7	無記入	45
道路	38	計	270

通知された重大事故等の発生地域別の内訳は表 1-7 のとおりであり、関東が 93 件と最も多く、次いで中部が 48 件であった。

○ 発生地域別分類¹⁰（表 1-7）

発生地域	件数	発生地域	件数
北海道・東北	25	四国	10
関東	93	九州・沖縄	34
中部	48	不明・無記入	0
近畿	47	計	270
中国	13		

2. 消費者安全法第 12 条第 2 項に基づき消費者事故等（重大事故等を除く）として通知された情報

平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに消費者安全法第 12 条第 2 項に基づき通知された事案¹¹は、8,737 件であった。

このうち、生命・身体被害に関する事案（以下「生命・身体事案」という。）は 803 件、財産被害に関する事案（以下「財産事案」という。）は 7,934 件であった。

（1）生命・身体事案

消費者安全法第 12 条第 2 項に基づき通知された事案のうち、生命・身体事案の事故内容別の内訳は、表 2-1 のとおりであり、中毒（主に食中毒）が最も多く、341 件であった。特に 7 月、8 月という暑い時期に食中毒に関する事案の通知が急増した。

○ 事故内容別分類（表 2-1）

事故内容	件数	事故内容	件数
火災	0	機能故障	13

¹⁰ 北海道・東北：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 中部：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

¹¹ 関係機関から消費者庁に消費者安全法に基づく消費者事故等（重大事故等を除く。）として通知されたもの。

発煙・発火・過熱	109	転落・転倒・不安定	5
点火・燃焼・消火不良	10	操作・使用性の欠落	9
破裂	63	交通事故	5
ガス爆発	6	誤飲	0
ガス漏れ	12	中毒	341
燃料・液漏れ等	0	異物の混入・侵入	7
化学物質による危険	119	腐敗・変質	15
漏電・電波等の障害	2	その他	65
製品破損	16	無記入	0
部品脱落	6	計	803

消費者安全法第 12 条第 2 項に基づき通知された事案のうち、生命・身体事案の商品等別の内訳は表 2-2 のとおりであり、食料品が 141 件と最も多く、次いで住居品が 117 件であった（他の商品・サービスを除く。）。

○ 商品等別分類（大分類）（表 2-2）

商品等	件数	商品等	件数
食料品	141	保健衛生品	87
家電製品	29	車両・乗り物	15
住居品	117	建物・設備	85
文具・娯楽用品	12	保健・福祉サービス	7
光熱水品	9	他の商品・サービス	300
被服品	1	その他	0
		計	803

消費者安全法第 12 条第 2 項に基づき通知された事案のうち、生命・身体事案の発生施設別の内訳は表 2-3 のとおりであり、店舗・商業施設にて発生した事案が 320 件と最も多く、次いで住宅にて発生した事案が 177 件であった（無記入のものを除く。）。

○ 発生施設別分類（表 2-3）

発生施設	件数	発生施設	件数
住宅	177	公共施設	15
店舗・商業施設	320	海・山・川等自然環境	5

学校	20	車内・機内・船内	6
病院・福祉・施設	20	その他	22
公園	4	無記入	201
道路	13	計	803

消費者安全法第 12 条第 2 項に基づき通知された事案のうち、生命・身体事案の発生地域別の内訳は表 2-4 のとおりであり、関東が 251 件と最も多く、次いで近畿が 134 件であった。

○ 発生地域別分類（表 2-4）

発生地域	件数	発生地域	件数
北海道・東北	65	中国	47
関東	251	四国	23
中部	132	九州・沖縄	49
近畿	134	無記入	102
		計	803

なお、生命・身体事案について、更なる情報収集を図り、それを利活用することにより、注意喚起や安全対策などの事故の再発防止に資するため、平成 22 年 12 月より、消費者庁は独立行政法人国民生活センターと共同で、医療機関ネットワーク事業を開始した。これは、消費生活において生命又は身体に被害を生ずる事故に遭い医療機関を利用した被害者から事故の詳細情報を収集するものであり、参画医療機関は、機関内に調査員を配置し、事故の基本的な情報の収集と共に、重大な被害が発生している事故や多発している事故等については詳細な情報を収集し、独立行政法人国民生活センターを通じて消費者庁に情報を提供する制度である。

（2）財産事案

消費者安全法第 12 条第 2 項に基づき通知された事案のうち、財産事案の商品等別分類は、表 2-5 のとおりであり、商品の中では教養娯楽品が 801 件で最も多く、役務の中では金融・保険サービスが 1,768 件で最も多かった。

○ 商品等別分類¹² (表 2-5)

商品分類	件数	役務分類	件数
商品一般	360	クリーニング	16
食料品	380	レンタル・リース・貸借	261
住居品	475	工事・建築・加工	224
光熱水品	143	修理・補修	77
被服品	223	管理・保管	15
保健衛生品	261	役務一般	10
教養娯楽品	801	金融・保険サービス	1,768
車両・乗り物	219	運輸・通信サービス	509
土地・建物・設備	227	教育サービス	89
他の商品	29	教養・娯楽サービス	335
商品全体	3,118	保健・福祉サービス	237
		他の役務	568
		内職・副業・ねずみ講	260
		他の行政サービス	109
		役務全体	4,478
		その他	338
		計	7,934

また、これらの商品別の内訳件数を契約当事者年代別に分類すると表 2-6 のとおりである。

○ 契約当事者年代別と商品等別分類 (表 2-6)

商品分類	契約当事者年代											合計
	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳以上	不明・未記入	
商品一般	1	0	4	9	10	7	4	6	0	0	319	360
食料品	0	0	6	9	6	7	16	3	9	1	323	380
住居品	0	0	3	9	13	22	21	21	19	1	366	475
光熱水品	0	0	0	2	11	3	3	3	0	0	121	143
被服品	0	1	10	9	4	6	2	4	1	1	185	223

¹² 商品等別分類内容の説明については、P. 63 を参照。

保健衛生品	0	0	5	12	9	5	7	7	4	0	212	261
教養娯楽品	0	3	22	37	30	21	18	15	10	0	645	801
車両・乗り物	0	0	12	8	11	13	6	3	0	0	166	219
土地・建物・設備	0	0	0	5	12	12	6	6	3	0	183	227
他の商品	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	26	29
クリーニング	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	15	16
レンタル・リース・貸借	0	1	1	2	8	7	6	8	1	1	226	261
工事・建築・加工	0	0	1	2	6	6	13	12	6	2	176	224
修理・補修	0	0	2	3	1	2	2	3	2	0	62	77
管理・保管	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	14	15
役務一般	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	7	10
金融・保険サービス	0	1	20	55	85	52	54	50	26	3	1,422	1,768
運輸・通信サービス	0	5	11	30	26	15	11	12	0	0	399	509
教育サービス	0	3	1	4	2	0	0	0	0	0	79	89
教養・娯楽サービス	0	2	18	19	10	4	6	4	5	0	267	335
保健・福祉サービス	0	2	16	6	5	2	7	2	3	0	194	237
他の役務	0	0	4	9	22	19	19	14	13	1	467	568
内職・副業・ねずみ講	0	1	11	13	11	8	4	3	1	0	208	260
他の行政サービス	0	0	1	4	8	3	8	4	0	0	81	109
その他	0	0	2	10	14	10	2	4	0	0	296	338
合計	1	20	151	259	304	224	215	187	103	11	6,459	7,934

なお、財産事案については、効率的に処理・分析できるよう、独立行政法人国民生活センターとの連携等に取り組んでいるところである。

3. PIO-NET に収集された情報

消費者庁として把握する情報としては、前記1及び2の情報に加え、消費者事故等に関する情報又はこれに関連する情報として、独立行政法人国民生活センターで管理・運営されている「全国消費生活情報ネットワーク・システム」¹³（略称PIO-NET。以下「PIO-NET」という。）に登録されたものがある。これらの情報についても、消費者庁としても確認を行い、類似事故の把握に努めるとともに、必要な場合には詳細を確認するなどの対応をしている。

¹³ 消費者の被害に迅速に対処するため、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体が、オンライン処理の方法により、消費生活に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって独立行政法人国民生活センターが管理運営するもの。ここには全国の消費生活センターにて受け付けられた消費者からの相談情報が蓄積されている。なお、ここに記載しているPIO-NETに登録された情報の件数は、平成22年4月1日以降に受け付けられた情報で9月30日までに登録された件数である。

平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、PIO-NET を通じて収集された事案の件数は、348,183 件であった。

PIO-NET に登録された情報の商品等別の内訳は表 3-1 のとおりであり、商品では教養娯楽品（新聞の訪問販売等）が、役務では運輸・通信サービス（アダルト情報サイトの不当請求等）が多数を占めた。

○ 商品等別分類（表 3-1）

	平成22年 4 月～9 月		平成21年 4 月～9 月	
	件数	割合	件数	割合
商品一般	9,669	2.8%	16,513	5.2%
食料品	14,193	4.1%	11,808	3.7%
住居品	15,305	4.4%	13,048	4.1%
光熱水品	3,290	0.9%	3,145	1.0%
被服品	10,030	2.9%	8,690	2.7%
保健衛生品	9,217	2.6%	8,729	2.8%
教養娯楽品	28,165	8.1%	24,556	7.7%
車両・乗り物	9,589	2.8%	7,730	2.4%
土地・建物・設備	14,190	4.1%	11,780	3.7%
他の商品	354	0.1%	255	0.1%
商品全体	114,002	32.7%	106,254	33.5%
クリーニング	2,788	0.8%	2,955	0.9%
レンタル・リース・賃借	21,430	6.2%	19,190	6.1%
工事・建築・加工	10,092	2.9%	8,465	2.7%
修理・補修	4,767	1.4%	3,919	1.2%
管理・保管	769	0.2%	635	0.2%
役務一般	1,052	0.3%	1,182	0.4%
金融・保険サービス	58,472	16.8%	54,817	17.3%
運輸・通信サービス	80,063	23.0%	70,473	22.2%
教育サービス	2,069	0.6%	1,838	0.6%
教養・娯楽サービス	14,192	4.1%	13,203	4.2%
保健・福祉サービス	12,242	3.5%	11,045	3.5%
他の役務	13,473	3.9%	10,891	3.4%
内職・副業・ねずみ講	3,010	0.9%	3,554	1.1%

他の行政サービス	1,510	0.4%	1,448	0.5%
役務全体	225,929	64.9%	203,615	64.2%
その他	8,252	2.4%	7,063	2.2%
計	348,183	—	316,932	—

また、PIO-NET に登録された情報の相談内容別の内訳は表 3-2 のとおりであり、契約・解約に関する事案が多かった。

○ 相談内容別分類¹⁴ (表 3-2)

	平成22年 4月～9月		平成21年 4月～9月	
	件数	割合	件数	割合
契約・解約	263,106	75.6%	251,691	79.4%
販売方法	141,313	40.6%	122,987	38.8%
価格・料金	68,757	19.7%	53,062	16.7%
接客対応	48,993	14.1%	38,024	12.0%
品質・機能・役務品質	46,804	13.4%	36,458	11.5%
表示・広告	17,738	5.1%	14,659	4.6%
法規・基準	15,127	4.3%	11,135	3.5%
安全・衛生	12,662	3.6%	9,440	3.0%
取引 ¹⁵	295,474	84.9%	277,189	87.5%
安全・品質 ¹⁶	50,666	14.6%	38,919	12.3%

また、PIO-NETに登録された情報のうち危害情報¹⁷、危険情報¹⁸として登録されているものの総件数は表 3-3 のとおりである。

○ 収集件数 (表 3-3)

	平成22年 4月～9月	平成21年 4月～9月
危害情報	3,688	2,929
危険情報	1,548	1,164
計	5,236	4,093

¹⁴ 相談内容別分類は複数回答項目である。

¹⁵ 「販売方法」、「契約・解約」のいずれかが問題となっているもの

¹⁶ 「安全・衛生」、「品質・機能・役務品質」のいずれかが問題となっているもの

¹⁷ 商品や役務、設備等により、生命や身体に危害を受けた相談事例

¹⁸ 危害には至っていないがそのおそれのある相談事例

これらの危害情報、危険情報として登録されている情報の商品等別内訳は表3-4（25 ページ参照）のとおりであり、危害情報では保健・福祉サービス、危険情報では住居品が多かった。

次に、危害情報、危険情報それぞれについて危害・危険内容別に分類すると、表3-5（26 ページ参照）、表3-6（27 ページ参照）のとおりであり、危害情報の傷病ではその他の傷病及び諸症状を除くと皮膚障害が、危険情報の内容では発煙・火花が最も多かった。

また、これらの情報を年齢別の商品内訳で分類すると表3-7（28 ページ参照）のとおりであり、高齢者が化粧品で危害に遭うケースが多かった。

4. 消費生活用製品安全法¹⁹に基づき報告された重大製品事故に関する情報

消費者庁は、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に基づき報告された重大製品事故に関する情報について、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため、消費生活用製品の名称、型式及び事故の内容等を毎週2回公表している。

報告された重大製品事故は、平成22年4月1日から9月30日までの間に560件²⁰であった。このうち、ガス機器・石油機器に関する事故は149件、ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故は411件であった。

なお、重大製品事故²¹については、同法第36条第4項の規定に基づき、経済産業省から独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)に対して、当該製品の安全性に関する技術上の調査を行うよう指示され、製品に起因すると判明したものについては、その旨を消費者庁から公表し、他方、原因不明又は製品起因ではないと判断した案件については、製品事故情報の公表等に関する調査会（消費者委員会）及び製品事故判定第三者委員会（消費経済審議会）により判断の妥当性について審議を行い、その結果を公表している。

¹⁹ 消費生活用製品安全法は、消費生活用製品（主として一般消費者の生活の用に供される製品（他の法令で個別に安全規制が設けられているものを除く。））による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講ずることにより一般消費者の利益を保護することを目的としている。

²⁰ 消費生活用製品安全法に基づき事業者から報告される情報の一部は、P.1の「1.」の消費者安全法第12条第1項に基づき重大事故等としても消費者庁に通知されており、この重複している情報については、P.1の「1.」及びP.14の「5.」の両方に含まれている。

²¹ 消費生活用製品による死亡事故、重傷病事故、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故又は火災の発生。

5. 事故情報データベースに収集された情報

事故情報データベースは、参画機関²²から「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システムであり、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターが連携し、関係機関の協力を得て、平成22年4月1日から実施しているものである。この事故情報データベースは、生命・身体に係る消費生活上の事故情報をインターネット上で簡単に閲覧・検索できる環境を提供している。平成22年9月30日時点で、19,904件の情報が登録されている。

なお現在、事故情報データベースについては、画像情報の追加等の機能強化を進めているところであり、参画機関の拡大についても検討中である。

²² 平成22年9月時点で、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、独立行政法人国民生活センター、消費生活センター、日本司法支援センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター。

II 情報を受けての消費者庁等の措置

平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、これらの情報等をもとに、消費者庁では以下の措置を行った。

1. 法執行・行政処分等

(1) 消費者安全法

消費者庁は、平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、消費者安全法第 14 条第 1 項に基づき、以下の 2 件の資料提出の協力依頼を行った。

実施時期	内容
平成 22 年 8 月 3 日	携帯型音楽プレーヤーが過熱等する旨の、消費者安全法に基づく消費者事故等の通知や消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告がなされたことを受け、平成 22 年 8 月 3 日に、当該携帯型音楽プレーヤーの販売事業者に対し、同社の把握している事故の件数等の情報に係る資料提出の協力依頼を行った。これに対し、8 月 10 日付けで同社から資料の提供があった。
平成 22 年 8 月 11 日	携帯型音楽プレーヤーの販売事業者に対して経済産業省が平成 22 年 8 月 6 日付けで消費者への積極的な情報提供などを指示したところ、同指示に対する同社の対応に関する情報に係る資料提出の協力依頼を行った。これに対し、8 月 31 日付けで同社から資料の提供があった。

(2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

消費者庁は平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、消費者庁は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)第 19 条第 14 項に基づき以下の 1 件の指示を行った。

実施時期	件名
平成 22 年 7 月 12 日	石井食品株式会社における加工食品の不適正表示に対する措置 (加工食品の原材料の表示)

(3) 家庭用品品質表示法²³

消費者庁は、平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、家庭用品品質表示法(昭和 37 年法律第 104 号)第 4 条第 1 項に基づき、2 件の指示を行った。

²³ 家庭用品品質表示法は、同法第 4 条第 1 項の指示に従わない場合に同条第 3 項にて公表することとされており、今回 2 件の指示のうち、指示に従わなかった事業者がいなかったため、内容の概要等は掲載しない。

(4) 不当景品類及び不当表示防止法

消費者庁は、平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 6 条の規定に基づき、以下の 4 件の措置命令を行った。

実施時期	件名
平成 22 年 4 月 8 日	株式会社山方屋に対する措置命令（牛の内臓商品の不当表示（優良誤認））
平成 22 年 4 月 8 日	株式会社益正グループに対する措置命令（牛の内臓商品の不当表示（優良誤認））
平成 22 年 6 月 24 日	株式会社シップスに対する措置命令（婦人用革靴の不当表示（優良誤認））
平成 22 年 9 月 29 日	コーナン商事株式会社に対する措置命令（園芸用シートの不当表示（優良誤認））

(5) 特定商取引に関する法律

平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に基づき、以下の 31 件の業務停止命令及び指示を行った（消費者庁長官の権限委任を受けた経済産業局長が行ったものを含む。）。

実施時期	件名
平成 22 年 4 月 8 日	連鎖販売取引業者（株）グレース・アイコに対する業務停止命令及び指示（勧誘目的の不明示、不実告知（特定利益）、勧誘目的を告げずに公衆の出入りする場所以外の場所での勧誘）
平成 22 年 4 月 9 日	業務提供誘引販売業者（株）ウインドに対する業務停止命令及び指示（不実告知、誇大広告、広告における表示義務違反、交付書面の記載事項不備）
平成 22 年 4 月 15 日	電話勧誘販売業者（株）ゼアに対する業務停止命令及び指示（不実告知、迷惑勧誘、氏名・勧誘目的等不明示、契約書面の記載不備）
平成 22 年 4 月 27 日	連鎖販売取引業者（株）エナジックに対する業務停止命令及び指示（不実告知、公衆の出入りしない場所での勧誘、勧誘目的等不明示、概要書面不交付）
平成 22 年 7 月 9 日	業務提供誘引販売業者（株）I Bに対する業務停止命令及び指示（不実告知、誇大広告、広告における表示義務違反、交付書面の不備記載）

平成 22 年 7 月 23 日	業務提供誘引販売業者（株）デパーズ、Ｂーサポート（株）、（株）アクティブ、（株）ウエストに対する業務停止命令及び指示（不実告知、勧誘目的等の不明示、契約書面の虚偽記載）
平成 22 年 7 月 23 日	業務提供誘引販売業者（有）アプローズ、Ｂーサポート（株）、（株）ネクスト、（株）アルファに対する業務停止命令及び指示（不実告知、勧誘目的等の不明示、契約書面の虚偽記載）
平成 22 年 8 月 5 日	通信販売業者（同）パルクに対する指示処分（電子メール広告のオプトイン規制（承諾をしていないものに対する電子メール広告の提供の禁止）違反）
平成 22 年 8 月 5 日	通信販売業者（同）Ｓ・Ｔ企画に対する指示処分（電子メール広告のオプトイン規制（承諾をしていないものに対する電子メール広告の提供の禁止）違反）
平成 22 年 8 月 5 日	訪問販売業者（株）グローバルマネジメントに対する業務停止命令（威迫・困惑、再勧誘、迷惑勧誘、名称等不明示、契約書面の不備）
平成 22 年 8 月 27 日	訪問販売業者（有）アテンドに対する業務停止命令及び指示（不実告知、勧誘目的等不明示）

（６）特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

消費者庁は、平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第 7 条の規定に基づき、総務大臣と共同で、以下の 3 件の措置命令を行った。

実施時期	件名
平成 22 年 4 月 7 日	株式会社スパイラルネットに対する措置命令（特定電子メールの送信の制限規定（同意の取得のない者への送信の禁止）違反）
平成 22 年 4 月 15 日	株式会社広告研究所に対する措置命令（特定電子メールの送信の制限規定（同意の取得のない者への送信の禁止）違反）
平成 22 年 8 月 10 日	株式会社アンビションに対する措置命令（特定電子メールの送信の制限規定（同意の取得のない者への送信の禁止）及び表示義務違反）

2. 消費者庁による情報提供

消費者庁は、平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、消費者安全法に基づいて通知された重大事故等を 270 件、消費生活用製品安全法に基づく重大事製品事故を 560 件公表している。

また、これらの定期的な公表のほかに、消費者安全法に基づく消費者事故等

（重大事故等を含む。）の通知及び消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告によって、消費者被害の防止等の観点から消費者に対して以下の3件の注意喚起（消費者への周知及び注意喚起を行うよう、関係機関等に要請したものを含む。）を行った。

実施時期	件名	内容
平成22年6月11日	自転車の使用等に関する注意喚起について	自転車を使用中に転倒し、重傷を負うなどの事案が頻発しており、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故としても報告があった。同種事故の発生防止を図る観点から、自動車の使用に係る注意点について、各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費生活センターに対し、消費者への周知及び注意喚起を行うよう通知。
平成22年6月25日	自転車用幼児座席の使用に関する注意喚起について	自転車用幼児座席に幼児を乗せて走行中に、足乗せが折れ、幼児の足が車輪に巻き込まれ重傷を負う事案が消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故として報告された。当該事案の事故原因は、注意喚起時点においては究明中であったが、同種事故の発生防止を図る観点から、自転車用幼児座席の取付け及び使用に係る注意点について、各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費生活センターに対し、消費者への周知及び注意喚起をするよう通知。
平成22年9月8日	電動車いす（ハンドル形）の使用に関する注意喚起について	高齢者等の戸外における移動手段として利用が増えている電動車いす（ハンドル形）で道路等から転落したと思われる死亡事故等について、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故等として報告があった。同種事故の発生防止を図る観点から、電動車いす（ハンドル形）の使用に係る注意点について、各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費生活センターに対し、消費者への周知及び注意喚起を行うよう通知。

その他、消費者庁は、平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、消費者に対して以下の 7 件の注意喚起等を行った。

実施時期	件名
平成 22 年 5 月 10 日	口蹄疫に関する情報について
平成 22 年 5 月 11 日	パロマ工業株式会社製湯沸器に関する注意喚起について
平成 22 年 5 月 21 日	ライターの花遊びによる火災に関する注意喚起について
平成 22 年 6 月 22 日	日焼けマシンの使用に伴う危害の防止について
平成 22 年 7 月 8 日	子供の誤飲事故防止に関する情報提供（注意喚起）
平成 22 年 7 月 15 日	留学等あっせんサービスをめぐるトラブルと消費者へのアドバイス
平成 22 年 7 月 30 日	地上デジタル放送に関する悪質商法に遭わないためのアドバイス

上記のほか、「儲け話に注意」、「夏の事故やトラブルに注意」、「国勢調査を装った「かたり調査」に注意」について、情報提供を行った。

また、消費者庁は、平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、事業者自ら家庭用品品質表示法上の不適正表示があったとの申出に基づいて、消費者に対して注意喚起²⁴のために以下の公表を行った。

- ・ 株式会社レナウンの紳士肌着の不適正表示について
- ・ 株式会社ウンナナクールの靴下の不適正表示について
- ・ 株式会社フェニックスのスキー用ジップアップインナーシャツの不適正表示について
- ・ 株式会社ニューヨーカーの婦人カットソーの不適正表示について
- ・ 株式会社レナウンの婦人タンクトップの不適正表示について
- ・ 株式会社レナウンの紳士ジャケットの不適正表示について
- ・ 株式会社レナウンの紳士ポロシャツの不適正表示について
- ・ 株式会社レナウンの紳士コートの不適正表示について
- ・ イズミヤ株式会社の紳士フルジップパーカーの不適正表示について

²⁴ 事業者からの申出等に基づいて、消費者に情報提供している。

以上の公表は、記者発表、消費者庁ホームページへの掲載等を通じてなされたが、加えて、消費者に直接情報を提供する手段として、消費者庁は、平成 22 年 9 月 16 日から「子ども安全メール__from 消費者庁」の配信を始めた。これは、0 歳から小学校入学前の子どもの保護者を主な対象として、子どもの事故予防に関する豆知識や、消費者庁が提供する注意喚起情報のうち特に子どもの事故に関連する情報を定期的に提供する取組みで、原則として毎週木曜日に配信を行っている。

3. 消費者庁から関係機関等へ対応等の要請を行ったもの

消費者庁は、平成 22 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、関係機関等に対して、以下の対応等の要請を行った。なお、平成 22 年 4 月 27 日に要請等を行った「遊具に起因する重大事故等の情報提供並びに遊具の安全確保対策について」については、消費者安全法に基づく通知があり、それを基にして要請を行ったものである。

実施時期	件名	内容
平成 22 年 4 月 14 日	日本に輸入される食用油等及び飼料用油脂等の衛生管理の徹底について	平成 22 年 3 月 19 日以降、「中国で使用されている食用油の約 1 割が廃油を再利用した有害な油であったとの調査結果が出た」、「中国政府において飲食店等における有害な油の使用禁止を徹底する旨の通知が発出された」旨の報道を受け、消費者庁から事業者団体に対し、日本に輸入される食用油等の衛生管理の徹底するよう、当該団体の会員に対する周知を要請。
平成 22 年 4 月 21 日	「風呂に入れるだけでラドン・ラジウム温泉になるとうたった商品」に係る独立行政法人国民生活センターからの要望への対応について	独立行政法人国民生活センターにおいて、風呂に入れるだけでラドン・ラジウム温泉になるとうたった商品に関する商品テストの結果を受け、消費者庁として厚生労働省に対して、薬事法に基づきしかるべく対処するよう依頼。厚生労働省からは、国民生活センターが報告した製品について、所管の都道府県に対して、薬事法に基づく調査・指導の依頼を実施。
平成 22 年 4 月 27 日	遊具に起因する重大事故等の情報提供並	遊具に起因する重大事故等が消費者安全法に基づき複数通知されてきていることから、消費者庁

	びに遊具の安全確保対策について	において、関係機関等と連携を図り事故原因調査等を行い、事故原因調査の概要及び安全確保のための対策について取りまとめ、同種事故の発生防止を図る観点から、各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局並びに関係省庁に対し通知。これを受け、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省から配下の関係機関に対して周知徹底等を依頼する旨の事務連絡を发出。
平成22年5月19日	こんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止策の周知徹底について	こんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止について、独立行政法人国民生活センターにより実施された実態調査において、一部改善の図られていない状況が確認されたことを受け、再発防止策の徹底を図る観点から、製造及び流通関係団体等に対し、再発防止策の周知徹底を要請。
平成22年7月26日	こんにやく入りゼリー等による窒息事故の再発防止に係る周知徹底及び改善要請について	「食品SOS対応プロジェクト報告」では、多くのこんにやく入りゼリーについて、重篤な窒息事故につながり得るリスク要因を複数有していると指摘することが可能な知見が確認されたことを受け、再発防止に係る周知徹底及び改善要請を図る観点から、関係機関、関係団体に対しその旨を通知。
平成22年7月30日	美容医療サービスに関する消費者トラブルの防止について	独立行政法人国民生活センターにおいて、美容医療サービスに関する消費者トラブルの分析調査が行われ、平成22年7月7日にその調査結果が公表されるとともに消費者への注意喚起が行われたことに伴い、消費者庁として厚生労働省に対して美容医療サービスにおける消費者トラブル防止のための対策を検討・実施するよう要請。厚生労働省からは8月2日に、各都道府県衛生主管部局に対し、美容医療サービスに係る広告についての指導及び監督並びに医療安全支援センターにおける相談等の対応の的確な実施について依頼し、また業界団体に対しても会員への美容医療サービスに関する適切な広告の周知を依頼。
平成22年8月18日	電子タバコに関する薬事法の適用の考え	独立行政法人国民生活センターにおいて、国内で販売されている電子タバコの安全性に関する商

	方についての厚生労働省への資料の提出の協力依頼について	品テストの結果を受け、消費者庁として厚生労働省に対し、電子タバコに関する薬事法の適用の考え方について、消費者庁及び消費者委員会設置法第5条の規定に基づく資料の提出の協力を依頼。厚生労働省は、同日付けで、各都道府県衛生主管部局薬務主管課に対し、監視指導の徹底や、薬事法に抵触する製品についての販売中止や回収の指導を依頼するとともに、消費者に対し、ニコチンを含む電子タバコについての注意喚起を実施。消費者庁の協力依頼に対して、12月9日付けで、厚生労働省が電子タバコに関する薬事法の適用の考え方についての資料を提供。消費者庁は、厚生労働省に対して電子タバコに関する危害防止措置の徹底を依頼するとともに、事業者団体に対して電子タバコの安全対策を講じることを要請。
平成22年9月17日	「折りたたみ自転車（小径車）」の事故の再発防止に関する経済産業省への資料の提出の協力依頼について	折りたたみ自転車（小径車）の走行中の事故情報が2件通知されたことに伴い、事故原因が調査中の段階ではあるものの、当該自転車の安全性について、消費者が使用上の注意を払うとともに、製品に一定の品質が確保されることが必要と考えていることから、事故の再発防止に関する経済産業省の考え方について、資料提出の協力を依頼。

4. 独立行政法人国民生活センターにおける注意喚起等

平成22年4月1日から9月30日までの間に、独立行政法人国民生活センターにおいて、注意喚起等を行ったものとして以下の27件があった（平成22年3月31日以前に注意喚起等を行った案件の追加情報として注意喚起等を行ったものを除く。）。

実施時期	件名
平成22年4月7日	「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルに注意！－利用者自身も思わぬ大きなトラブルに巻き込まれるおそれ－
平成22年4月7日	高齢者をねらう、短歌・俳句の新聞掲載への電話勧誘－趣味につけ込む商法に注意－
平成22年4月21日	風呂に入れるだけでラドン・ラジウム温泉になるとうたった商品
平成22年5月12日	国民生活センターADRを紹介するなどして金銭を取る事業者に注意

平成 22 年 5 月 12 日	乗用車の電子キーによるトラブルに注意！－消費者アンケート等で見られた電子キー特有のトラブル－
平成 22 年 5 月 18 日	ミニカップタイプのこんにやく入りゼリーの現状について（2010 年）
平成 22 年 5 月 26 日	いまだ増加！高齢者を狙ったカニをめぐるトラブルに注意！－サケ・エビ・ホタテも、セット販売も…－
平成 22 年 5 月 26 日	借金をするとき、家を借りるとき、就職するとき… 保証人紹介ビジネスのトラブルにご注意！
平成 22 年 5 月 26 日	子供に流行の「ローラー付シューズ」の事故－使用者の骨折事故だけではなく、巻き添え事故も発生－
平成 22 年 6 月 9 日	国民生活センターを名乗り被害救済の調査をかたる電話にご注意！
平成 22 年 6 月 9 日	ネット回線とテレビをつないで視聴する映像配信サービスに係る消費者トラブル－電話勧誘で「無料」と言われ契約したものの実は有料サービスであった－
平成 22 年 6 月 9 日	電気ケトルによるやけど事故に注意！
平成 22 年 6 月 24 日	イラク通貨（イラクディナール）の取引に要注意！－高齢者等をねらった新手的投資トラブル－
平成 22 年 7 月 7 日	高額な施術の契約をせかす美容医療サービス－きっかけはキャンペーン価格等の広告－
平成 22 年 7 月 21 日	パワーウィンドウの安全性
平成 22 年 7 月 30 日	地上デジタル放送に便乗した悪質商法にあわないために
平成 22 年 8 月 4 日	3D映画による体調不良
平成 22 年 8 月 4 日	住宅用火災警報器の訪問販売トラブルにご注意！
平成 22 年 8 月 18 日	火山灰を含む洗顔料の使い方に注意！
平成 22 年 8 月 18 日	電子タバコの安全性を考える
平成 22 年 9 月 1 日	悪質な「有料メール交換サイト」にご注意！－「会いたい」「悩みを聞いて」「お金をあげる」というメールを安易に信用しないで！－
平成 22 年 9 月 1 日	「独立開業で高収入？」軽貨物運送の代理店契約に関する相談が再び増加！－支払いできず、多重債務に陥るケースも－
平成 22 年 9 月 1 日	「金貨の“即”現金化」に注意！－後払い、転売で負債が膨らむトラブルが増加－
平成 22 年 9 月 1 日	子供用防災頭巾の安全性
平成 22 年 9 月 15 日	注意！高齢者に目立つ薬の包装シートの誤飲事故－飲み込んだ PTP 包装が喉や食道などを傷つけるおそれも－
平成 22 年 9 月 22 日	小径タイヤの折りたたみ自転車(A-RideX)の強度不足に注意！

平成 22 年 9 月 24 日

換金性の乏しい外国通貨の取引にご注意！－イラクディナールに続き、今度はスーダンポンド…－

Ⅲ 今後の取組

前回の報告において、この報告が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、消費者庁が収集する情報を一層拡充し、分析の質を高めるために消費者庁における情報収集及び情報分析の両側面について課題を記載した。

情報収集については、消費者安全法の趣旨に沿った情報の集約が実現できるよう、通知元への意見聴取や実態把握に努め、検証を進めているところである。また、消費者安全法に基づく消費者事故等として通知すべきか否かの判断に迷う事案は消費者庁に通知するよう通知元に呼び掛け、通知元と消費者庁の間での情報共有を図ることとしている。さらに、平成 22 年 12 月より委嘱医療機関から消費生活上の事故情報を収集する医療機関ネットワーク事業を開始するなどの取組を講じているところである。今後とも消費者安全法の趣旨に沿った情報の集約が実現できるよう、関係部署に対し消費者安全法の通知制度についての周知徹底に努めることとしている。

情報分析については、今後、より多くの情報を蓄積し、より詳しい分析を行うことで消費者安全の確保に資するための更なる情報の発信・公表に努めることとする。当面の取組みとしては、消費者事故のより一層の未然防止や拡大防止を期するために、その情報の取扱いの迅速化・重点化、情報の発信・公表の円滑化等を図ることを目的として、平成 22 年 9 月 15 日に消費者庁内に「事故情報対応チーム」を発足させた。消費者の立場に立って、わかりやすく迅速な情報の発信・公表に努め、消費者事故等のより一層の未然防止・拡大防止を期することとしている。

このように、消費者庁としては今後とも、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営む事ができる社会の実現に寄与できるよう、消費者事故等に関する情報についてより適切に収集し、その分析の質を一層高めることにより消費者にとって、より有益な注意喚起や、厳正な法執行等を行っていくこととする。

○ 商品等別分類（危害情報、危険情報）（表3-4）

商品等別分類 ²⁵	危害情報				危険情報			
	平成22年4月～ 9月		平成21年4月～ 9月		平成22年4月～ 9月		平成21年4月～ 9月	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
食料品	589	16.0	596	20.3	116	7.5	92	7.9
住居品	422	11.4	336	11.5	621	40.1	396	34.0
光熱水品	11	0.3	10	0.3	22	1.4	17	1.5
被服品	173	4.7	130	4.4	23	1.5	19	1.6
保健衛生品	634	17.2	478	16.3	49	3.2	51	4.4
教養娯楽品	198	5.4	145	5.0	231	14.9	152	13.1
車両・乗り物	138	3.7	90	3.1	327	21.1	288	24.7
土地・建物・設備	78	2.1	45	1.5	62	4.0	48	4.1
クリーニング	6	0.2	4	0.1	0	0.0	0	0.0
レンタル・リース・ 貸借	95	2.6	62	2.1	17	1.1	18	1.5
工事・建築・加工	49	1.3	41	1.4	15	1.0	14	1.2
修理・補修	16	0.4	6	0.2	29	1.9	39	3.4
運輸・通信サービス	32	0.9	12	0.4	6	0.4	3	0.3
教養・娯楽サービス	106	2.9	74	2.5	5	0.3	1	0.1
保健・福祉サービス	900	24.4	715	24.4	2	0.1	3	0.3
他のサービス	175	4.7	141	4.8	14	0.9	18	1.5
その他	66	1.8	44	1.5	9	0.6	5	0.4
計	3,688	-	2,929	-	1,548	-	1,164	-

²⁵ 食料品から保健・福祉サービスまでの分類の用語説明については、P.62を参照のこと。

○ 危害情報の危害内容別分類（表 3 - 5）

	平成 22 年 4 月～9 月		平成 21 年 4 月～9 月	
	件数	割合	件数	割合
骨折	137	3.7	94	3.2
脱臼・捻挫	25	0.7	24	0.8
切断	10	0.3	4	0.1
擦過傷・挫傷・打撲傷	357	9.7	226	7.7
刺傷・切傷	306	8.3	250	8.5
頭蓋（内）損傷	10	0.3	3	0.1
内臓損傷	7	0.2	2	0.1
神経・脊髄の損傷	70	1.9	61	2.1
筋・腱の損傷	29	0.8	14	0.5
窒息	8	0.2	7	0.2
感覚機能の低下	35	0.9	27	0.9
熱傷	310	8.4	224	7.6
凍傷	3	0.1	4	0.1
皮膚障害	878	23.8	717	24.5
感電障害	10	0.3	12	0.4
中毒	38	1.0	32	1.1
呼吸器障害	94	2.5	68	2.3
消化器障害	298	8.1	335	11.4
その他の傷病及び諸 症状	1,032	28.0	806	27.5
不明	31	0.8	19	0.6
計	3,688	-	2,929	-

○ 危険情報の危険内容別分類（表 3 - 6）

	平成 22 年 4 月～9 月		平成 21 年 4 月～9 月	
	件数	割合	件数	割合
火災	32	2.1	43	3.7
発火・引火	170	11.0	121	10.4
発煙・火花	236	15.2	192	16.5
過熱・こげる	185	12.0	126	10.8
ガス爆発	10	0.6	5	0.4
ガス漏れ	8	0.5	7	0.6
点火・燃焼・消火不良	27	1.7	13	1.1
漏電・電波等の障害	7	0.5	11	0.9
燃料・液漏れ等	42	2.7	34	2.9
化学物質による危険	6	0.4	3	0.3
破裂	85	5.5	75	6.4
破損・折損	163	10.5	113	9.7
部品脱落	80	5.2	52	4.5
機能故障	182	11.8	171	14.7
転落・転倒・不安定	34	2.2	17	1.5
バリ ²⁶ ・鋭利	7	0.5	6	0.5
操作・使用性の欠落	40	2.6	22	1.9
腐敗・変質	8	0.5	7	0.6
異物の混入	113	7.3	99	8.5
異物の侵入	5	0.3	2	0.2
その他	107	6.9	45	3.9
不明	1	0.1	0	0.0
計	1,548	-	1,164	-

²⁶ 商品の角等が滑らかに処理されていないこと。

○年代別危害発生上位商品・役務（上位10位まで）（危害情報）（表3-7）

年齢	商品内訳					合計
10歳未満	家具類(10)	自転車(9)	遊園地・レジャーランド(8)	商品一般(7)	玩具・遊具その他(6)	183
	菓子類(6)	宿泊施設(6)	パン類(5)	花火(5)	外食(5)	
10歳代	自転車(18)	美容院(5)	医療サービス(5)	化粧品(5)	靴・運動靴(4)	126
	調理食品(4)	四輪自動車(3)	自転車用品(3)	玩具・遊具その他(3)	外食(3)	
20歳代	エステティックサービス(95)	医療サービス(43)	外食(23)	化粧品(20)	美容院(16)	375
	賃貸アパート・マンション(16)	他の理美容サービス(10)	自転車(7)	メガネ・コンタクトレンズ(7)	家具類(7)	
30歳代	エステティックサービス(82)	医療サービス(45)	化粧品(44)	外食(31)	家具類(22)	635
	賃貸アパート・マンション(17)	調理食品(17)	美容院(15)	歯科治療(14)	健康食品(14)	
40歳代	化粧品(60)	エステティックサービス(45)	医療サービス(36)	美容院(23)	家具類(22)	571
	外食(19)	歯科治療(18)	健康食品(16)	飲料(15)	メガネ・コンタクトレンズ(12)	
50歳代	化粧品(76)	医療サービス(34)	健康食品(27)	歯科治療(20)	エステティックサービス(18)	519
	美容院(18)	外食(17)	家具類(17)	調理食品(17)	医薬品類(11)	
60歳代	化粧品(67)	医療サービス(36)	健康食品(27)	歯科治療(19)	飲料(16)	492
	美容院(13)	菓子類(13)	医薬品類(10)	外食(10)	調理食品(10)	
70歳以上	健康食品(62)	医療サービス(43)	化粧品(25)	歯科治療(16)	家庭用電気治療器具(15)	457
	飲料(12)	菓子類(10)	商品一般(8)	デイケアサービス(8)	調理食品(8)	
不明	化粧品(28)	医療サービス(22)	健康食品(17)	調理食品(16)	エステティックサービス(12)	330
	外食(11)	家具類(10)	四輪自動車(8)	歯科治療(8)	賃貸アパート・マンション(8)	